

## 第2回新潟市障がいのある人もない人も共に生きる

### まちづくり条例推進会議 会議録【確定】

○日時：平成29年6月29日（木） 午前10時

○場所：白山会館2階太平明浄の間

○出席者

- ・委員：磯部委員、大橋委員、大高委員、飯田委員、長澤会長、永井委員、村山委員、石原委員、青木（伸）委員、斎藤委員、平澤委員、青木（侯）委員、佐藤委員、柳委員、山岸委員、熊倉委員、角田委員、計17名（欠席者5名）
- ・関係課：こども政策課、広聴相談課、こころの健康センター、文化政策課、産業政策課、住環境政策課、都市計画課、土木総務課、秋葉区健康福祉課、教育委員会学校支援課、教育委員会施設課 計11名
- ・事務局：福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課員5名

○傍聴者：2名

#### 1. 開 会

（司 会）

ただいまから、第2回新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例推進会議を開会いたします。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます障がい福祉課課長補佐の佐藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議につきましても、議事録作成のため、テープ録音をご了承くださいますよう、お願いいたします。

委員の皆様のご発言の際には、職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

続いて、本日の会議の配付資料の確認をお願いいたします。まず、事前にお送りした分として、本日の次第、条例推進会議出席者名簿、資料1 条例に関する普及啓発状況、資料2-1 条例施行1年経過しての成果と課題、資料2-1 各団体での取り組み、資料3 今後の検討の方向性について、資料4 「つなぐプロジェクト」(仮)の内容案、資料4-1～資料4-5まで、参考資料1 条例推進会議これまでの取り組みの成果と課題 各委員調査票まとめてございます。また、本日、机上配付したものとして、参考資料2 差別相談事例について、

座席表、FAX 用紙として「条例推進会議に対する意見」がございます。お揃いでしょうか。

## 2. 部長挨拶

(司 会)

それでは、開会にあたりまして、佐藤福祉部長より、ごあいさつを申し上げます。

(福祉部長)

皆さん、おはようございます。福祉部長の佐藤でございます。本日は、お忙しい中、第2回目の条例推進会議にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例が施行し、2年目となっております。昨年度、新潟市や機関相談支援センターに寄せられた障がいに関する差別相談は約50件ありました。条例の趣旨の「話し合い」により相互理解を深め、解決を図るという趣旨のとおり、紛争解決機関まで持ち込むという事案はありませんでした。差別相談や解決に向かってどのようにやってきたかというノウハウが蓄積され、本市が条例を作り、積極的に相談体制を整えたというのが本市の条例の強みだと考えております。今後も話し合いによる理解を深め、条例の趣旨である相互理解のため取り組みを進めたいと考えております。

さて、昨日来、報道で皆さんもご存じのとおり、格安航空会社のバニラ・エアというところが、車いす利用者に対する対応が問題になった。国全体としても差別解消法を施行して1年経過した。旅客運送という公的な役割を持つ会社の現場でそのような対応が行なわれているというのが日本の現状だと感じている。差別解消法、そして本市の条例に基づきまして、より一層理解を深め、差別が解消できるような社会に向けて、より一層取り組んでいきたいと思っております。

そのためには、市民の皆さまへの周知が大事になってくる。昨年度、市では約150回以上の周知、啓発を行ってきております。周知を行っていくうえで課題としまして、やはり障がいのある人と接点の少ない、特に民間企業への周知ができていないのではないかと、研修の機会は設けているが、待ちの体制では関心のない方への周知は難しいと感じている。2年目に入った今、周知、啓発の方法を工夫していかないといけないと考えております。議事の中でも出てきますが、今後の具体的な取り組みについては実務担当者レベルのワーキンググループを立ち上げて、検討していきたいと考えておりますので、皆さまからご意見をいただきたいと思います。長時間の会議となりますが、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

## 3. 自己紹介

(司 会)

続きまして、新委員をご紹介いたします。新委員をご紹介いたします。人事異動に伴い、飯田委員の後任として労働局職業安定部職業対策課長の平田委員が委員に就任されました。平田委員、一言お願いします。

(平田委員)

新潟労働局職業対策課の平田委員でございます。前任の飯田同様、精一杯尽くしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

次に本日の委員の出席状況ですが、委員23名中18名が出席されており、過半数に達しておりますので、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則」第5条第2項の規定により、この会が成立していることをご報告いたします。

なお、事務局については、委員名簿の裏面をご覧ください。この体制で進めてまいりますのでよろしく願いいたします。それでは、ここからの議事については、会長に進行をお願いいたします。

#### 4. 議 事

##### 議事(1) 条例に関する普及啓発状況

(長澤会長)

おはようございます。正午までよろしくお願いいたします。本日の内容は、次第のとおり(1)から(4)までの4項目あります。その後、報告事項等があり、終了は正午を予定しております。円滑な進行にご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。(1)「条例に関する普及啓発状況」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：田中課長)

おはようございます。障がい福祉課長の田中でございます。私からは議事の1を説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

資料1をご覧ください。まず「1. 条例研修会等の実施」についてですが、条例施行初年度として昨年度は研修会の実施に力を入れました。障がい福祉課職員と基幹相談支援センター職員が共同して研修を実施し、イベント等でのチラシ配布も併せると、合計135回、延べ約23,000人に対し、条例が施行されたこととその内容について周知を図りました。なお、今年度も、すでに15回約1,000人に対し同様の研修を行っており、研修等の実施回数はこれまで通算150に達しています。

次に「2. 障がいへの理解を深めるためのイベント」についてですが、資料のとおり、障がい福祉課主催のもの以外にも複数の部署で講座やセミナーの形で実施されています。

次の「3. 障がい等を理由とした差別相談対応」については、昨年度1年間で46件の相談に対応しました。これらについては、冒頭の部長あいさつにもありましたとおり、調整委員会の開催には至っておらず、調整が必要だった事案については全て相手方のご理解をいただき、解決に至っております。相談対応は普及啓発のために行っているものではありませんが、こうした1件1件の積み重ねも、障がい者差別解消に向けた地道な取り組みとして大変重要なものと考えております。個別の相談内容については、後ほど、報告事項として主なものについてご紹介させていただきます。

最後に、「4. 条例の認知度」についてですが、昨年12月4日に障がい福祉課主催で開催した「まちなか障がい福祉フェス」内で、アンケートを実施いたしました。591人からご回答いただきましたが、「条例を知っていますか」の問いに対しては、「よく知っている」「多少は知っている」を合わせ、51%の方が「知っている」と回答しています。関係者の参加も多いイベントですので、一般の方だけのイベントで調査した場合とは結果が異なるかもしれませんが、毎年同じイベントで調査すれば参考になる数字は得られると思いますので、今後もこの調査は継続していきたいと思っております。また、知っていると答えた方に対する「条例を何で知りましたか」の問いについては、市報・区役所だよりと答えた方が41%、テレビ・新聞等と答えた方が20%と多数を占めました。この結果も、今後の周知活動に活かしていきたいと考えています。議事(1)についての説明は以上です。

(長澤会長)

ありがとうございました。ただいま事務局より、「条例に関する普及啓発状況」について説明がありましたが、お聞きになりたいことはありませんか。ご質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

(平田委員)

条例の認知度のところで、条例の周知、研修会に力を入れてきたことがわかりますが、条例の目的や主旨についての市民の皆さまの理解度という面で、こういった形での普及啓発だけで十分なのかどうなのかと思います。イベントに参加する方はある程度、問題意識を持って参加していると思いますので高いのは当然なのですが、一般市民の方、企業の方、特に中小の方は、雇用に関しては障がい者の方に目を向けていらっしゃるし、障がい者の方がとなりで働く一般の従業員の方に、いかに障がいを知ってもらうかが課題となっている。一般の方への周知、というのは別にやられるのでしょうか。

(事務局：田中課長)

今回は条例を施行したばかりということで、知っている方が多いイベントでやりましたが、これから3年後、5年後というところで、無作為抽出という形で一般市民の方へのアンケート行っていきたいと思っております。また、こういった調査は継続して実施していくことが重要だと思っておりますので、数年後のスパンで実施していきたいと考えております。

(長澤会長)

いかがでしょうか。

(平田委員)

わかりました。ありがとうございました。

(長澤会長)

他にご質問ありませんでしょうか。では、ないようですので次の議事に移りたいと思います。

## 議事(2) 効果と課題、各団体の取り組み状況

(長澤会長)

次に、議事(2)「効果と課題、各団体の取り組み状況」についてですがこれは、この会議に先立ち、委員の皆様にご意見照会させていただいたものです。まとめた結果について、事務局から説明させていただきます。

(事務局：田中課長)

それでは議事の(2)「効果と課題、各団体の取り組み状況」についてご説明いたします。

はじめに資料2-1をご覧ください。「条例施行により何か変化はありましたか」という問いに対し、変わった点として複数回答があったものは、「団体内で条例研修会を実施した」というものでした。一方で、「特に変わったことはない」という回答も複数ありました。その他として、ご覧のとおりのお返事がそれぞれ一人ずつから寄せられており、社会全体で意識が高まってきているのではないかと状況が伺われます。

次に課題ですが、複数意見のあった主なものとしては、「周知不足」「一般市民への理解が進んでいない」「広報活動の強化」などがあげられました。その他としては、交流イベントの実施や、事業者への周知など、普段障がいのある人と接触することが少ない方への周知が課題であるといった意見が寄せられています。

次に資料2-2をご覧ください。障がいへの理解を深めてもらえるような「各団体での取り組み」についても調査させていただきましたので、回答をご紹介します。まず、「すでに取り組んでいること」としては、施設と地域、保育園などとの合同行事や、事業者向けの広報活動などがあげられており、先ほどの課題のところでは不足しているとされた事項についても、様々

な主体がそれぞれに取り組んでおられることが分かります。また、「今後の取り組み」としては、パンフレット配布や報道機関としての情報発信、イベントでのブース設置など、広報に関する計画が多く回答されています。

そして、「ワーキンググループで検討したいこと」としては、障がいのある人とない人のふれあいの機会の創出や、一般の方への理解促進、「障がい」が身近なことであることを伝える取り組みなど、広報強化に向けたご提案を多くいただいております。こうしたご意見を今後の検討に活かしていきたいと考えております。

なお、【参考資料1】に、ご意見の原文をそのまま掲載いたしましたので、こちらも併せてご覧いただければと思います。議事（2）についての説明は以上です。

（長澤会長）

ありがとうございました。だいま事務局から説明があったことについて、お聞きになりたいことはありませんか。挙手をお願いいたします。

「もっとこんな課題がある」「こんな取り組みをしてきた」など、調査時点で回答しそびれたことなどでも結構です。ご発言をお願いいたします。

1つ、ある会議で、市の学校関係でございますが、個別支援計画の作成について報告を聞いたんです、個別の児童に100%作成しているということでこれも条例の効果だと思えます。支援計画の中身を見てみると合理的配慮という書かれており感心しました。委員の皆さま、何かお聞きになりたいことはございませんでしょうか。

（熊倉委員）

まず始めにお礼を申し上げたい。新潟日報のイマジンという連載、私どもの会員や家族のことですけれども、興味深く、そしてときどき目頭が熱くなって読ませていただいております。この報道は、大変すばらしい働きだと思っておりますし、感謝を申し上げたい。

手をつなぐ育成会の県大会を聖籠でやりました。書家の金澤翔子さんとお母さんの康子さんにおいでいただき、翔子さんから壇上揮毫をいただき、康子さんから講演してもらったんですが、障がいのある人にとって何が大切かという、やはりリスペクトとデリカシーだということを理解しました。それを得てお二人のご活躍がある。基本的人権として一人ひとりみんな同じだということでもあります。しかし、そうではない空気が私どもの社会に若干あるのかもしれない。よくわからないもの避けようとするような気持ちを感じている人が少なくないのかもしれない。改めて、いろいろな取り組みの場面でロールプレイングみたいな場を多くしていただいて、障がいのある人一人ひとりごく普通に伝えたい思いを持っているんだということを理解してもらいたいと思っています。そんなイベントが必要なんだと思います。

(長澤会長)

ありがとうございます。理解啓発のために具体的なアクションが必要なんではないかというお話でした。他にいかがでしょうか。それでは次に移ります。

### 議事（３）今後の検討の方向性について （４）つなぐプロジェクト（仮）について

(長澤会長)

次に、議事（３）「今後の検討の方向性について」ですが、これは次の議事（４）「つなぐプロジェクト（仮）について」と関連があります。まとめて内容をお聞きした方が議論しやすいと思いますので、事務局から議事（３）と（４）について一括説明をお願いします。

(事務局：田中課長)

それでは議事の（３）「今後の検討の方向性」と、（４）『つなぐプロジェクト』（仮）の内容案」について、一括して説明いたします。まず資料３をご覧ください。

先ほど議事の（２）でご説明いたしましたとおり、委員の皆様のご意見から条例の周知に関して現状と課題が見えてまいりました。これをふまえ、より効果的な周知に向け「プロジェクト」として新たに起ち上げたいと考えております。資料では、仮の名称として「つなぐプロジェクト」とさせていただいております。プロジェクトの進め方については、この条例推進会議で方針決定し、ワーキンググループで詳細について検討し、進めていくという方法を考えています。具体的な「プロジェクト」の内容については、資料４をご覧ください。１としまして、連携をキーワードにした「取り組み」、２の「広報」、３の「条例研修の内容強化」という３つの区分で、今後実施していく内容を提案しています。今年度は予算措置していませんが、既存の取り組みをうまく活用しながら、今年度中においても、できるところから進めていきたいと考えています。詳細については、担当から説明させます。

(事務局：管理係)

それでは、資料３と資料４の詳しい内容について、説明をさせていただきます。障がい福祉課の熊谷と申します。よろしく申し上げます。

資料３をご覧ください。上段「１．プロジェクトの立ち上げ」についてです。委員の皆さまにご協力いただきました調査票から、資料３に示す通り、３つの現状の課題が見えてきました。

１つ目として「一般の市民や事業所への周知、理解が進んでいない」ことです。これは、昨年、条例研修会を約１４０回実施しましたが、研修先として多いのが、市職員はもちろんのこと、当事者団体や支援者団体などが多く、障がいのある方と関わりの少ない方や、特に一般企業単体での研修会は１回もありませんでした。このような現状から、資料の右側、より効果的な周知に向けて「関心のない人も惹きつける取り組み」が今後必要となります。

また2つ目として、ふれあいの機会を増やし、「身近で共にあることが当たり前」であることが伝えていく必要があります。現在、身体障がい者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者は4万人を超えており、新潟市の人口が現在約80万人ですので「約20人に1人」の割合で、何かしらの障害者手帳を所持していることになります。しかし、障がいのある人と日ごろから関わりがある人や障がいを身近に感じることは多くないと考えられます。そういった人には、やはりチラシや言葉だけで伝えるのではなく、実際に障がいのある人と直に触れあってもらい、理解してもらうための「交流の場」をより多く作ることが重要となってきます。

最後の3つ目として、先ほど資料2-2の「各団体での取り組み」のところで説明させていただいたとおり、既に各団体では障がいのある人とない人の交流を図るイベントが行われています。しかし、それでも一般市民や事業者への理解、周知が進んでいないという現状をみると、既存の取り組みを活用し、さらに充実させていくことが必要となります。

これらの「見えてきた現状」と「より効果的な周知に向けて」の内容を踏まえまして、プロジェクトを立ち上げたいと思います。プロジェクト名については委員の皆さまからご意見をいただきたいと考えておりますが、事務局案として仮の名称として「つなぐプロジェクト」として名前を付けさせていただきました。これは「イベントや各事業所の取り組みなど、「交流の場」の拡大・創出を図り、障がいのある人とない人をつなぐ」また、「取り組みと取り組みをつなぎ、それぞれの関係者どうしをつなぎ、大きな動きに育てていく」という思いが込められています。

つづいて下段の「2. プロジェクトの進め方」についてです。このプロジェクトの進め方としまして、本日の条例推進会議で方針決定を行い、具体的な取り組みの検討や実施については、ワーキンググループで行っていきたいと思っております。ワーキンググループで取り組む内容については資料4で詳しく説明しますが、1つのグループだけでなく、複数のグループに分けて検討していき、年度内に実施可能なものについてはどんどん実施していきたいと考えています。ワーキンググループで検討した内容や実施したものについて、年度内にもう一度、条例推進会議を開催し、実績報告と次年度の方針決定を行い、来年度はより早い段階からワーキンググループで検討や取り組みを実施したいと考えております。

続いて、資料4をご覧ください。ここからの説明は資料4と、A4縦の資料4-1から4-5の両方を見ながら聞いていただきたいと思っております。まず資料4ですが大きな枠組みとして、連携をキーワードにした「1. 取り組み」、「2. 広報」、「3. 条例研修の内容強化」、「4. その他」にはワーキンググループの構成イメージを記載させていただきました。

まず「1. 取り組み」についてですが、事務局としてこの4月から障がい福祉課で実施しているものだけでなく他の部署や、いろいろな団体で実施している取り組みについて聞き取りを行ってきました。この資料に載せている取り組み以外にも各団体でいろいろな取り組みが実施

されていると思います。本日は、委員の皆さまからぜひ、「うちの団体ではこんな取り組みを実施していて、この取り組みとつなげられる」などいろいろなご意見を頂戴できればと考えています。

それでは個別の取り組みの説明に入りたいと思います。1つ目として「教育分野との連携」。これは資料4-1をご覧ください。教育分野との連携で考えられる取り組みとして「保育園等と障がい福祉施設の連携による体験型事業」と「小中学校を対象とした体験型研修プログラム」です。上段「あきはステップファーム」は、福祉施設が農家から借用した畑で大麦などを栽培・収穫・加工を行う際、施設内だけの取り組みとするのではなく、近隣の保育園児や学生と一緒に行うものです。これは障がい者の農業分野への就労意欲を高めることはもちろん、保育園児と一緒に農業体験をしてもらうことで、保育園児に対し、幼少期から障がいへの理解を図っていくというのがこの取り組みのポイントだと思います。

つぎに「小中学校を対象とした体験型研修プログラム」です。既に小中学校において、「車イス体験」や「アイマスク体験」といった障がいのある人が、日頃どのように暮らしをしているか体験する福祉教育は実施されています。福祉教育のサポートを行っている社会福祉協議会の職員から聞いた話なのですが、「車イス体験」や「アイマスク体験」の感想を子どもたちに聞いてみると「障がいのある人は大変なんだな」といった感想や「自分は障がいがなくよかった」など、どちらかというとマイナスなイメージで終わってしまうことが多かったようです。そこで、体験だけで終わらせるのではなく、障がいのある人と交流する場を設け、障がいのある人も社会の一員として、同じように生活していることをわかってもらう取り組みを広げていきたいと考えています。写真にあるのは、中野山小学校での取り組みとなりますが、障がいのある方をゲストティーチャーとしてお招きし、自分がどのように生活しているかといった体験談を話してもらったり、障がいのある人と一緒にサッカーをする機会を設けることで、障がいがあっても普通に生活している、自分たちとそんな変わらないといった考え方をってもらう福祉教育が行われています。ここであげた取り組みは1例かもしれませんが、こういった取り組みをより多くの団体や小中学校に広げていき、こどもの頃から障がいのある方と接することが当たり前の環境づくりに向け、具体的にワーキンググループで検討したいと思います。

つぎに、資料4の2をご覧ください。「文化・スポーツ分野との連携」です。今、施設の活動として音楽やアート活動が行われています。それを施設だけの取り組みとするのではなく、施設外の一般の人と一緒に交流しながら実施できないかというものです。上段「ア. 福祉施設で利用者と一般の人がともに楽しむ音楽祭」ですが、2つの取り組みを紹介させていただきます。

1つ目として、新潟大学付属特別支援学校では放課後活動の「アフタースクール」で、希望

する生徒や卒業生に対し、新潟大学の教育学部の学生が音楽や芸術を教える取り組みが行われています。これは2015年から始まったもので、月に数回開催されており、毎回約15人から20人が参加しているそうです。

2つ目として、4月に開催された「ラ・フォル・ジュルネ新潟」において、プロの演奏家が施設で音楽を披露するという取り組みが行われました。「ラ・フォル・ジュルネ新潟」は2010年から開催されているものですが、障がいによりコンサート会場へ行くことができない方にもクラシック音楽を楽しんでもらおうと、今年初めて行われたものです。

次に、下段の「イ. 障がい者スポーツを通じた交流体験」です。従来は「障がいのある方だけ」または「主に障がいのある方を対象とした」イベントが多く行われていましたが、それでは一般市民の方がなかなか参加しないため、これからは一般の人が多く参加するイベントや駅前や大型ショッピングセンターなど、多くの人を訪れる場で障がいのある人と交流するイベントを創出したいと考えています。資料に記載してある「まちなか障がい福祉フェス」は12月の障がい者週間に合せ、毎年実施しているものになりますが、そこで東京パラリンピックの正式種目である「車いすバスケット」の体験会や県内の「車いすバスケットチーム」の方とゲームを行うなど、交流する機会を設けたいと考えています。このような取り組みを行うことで、音楽やスポーツを通じて障がいへの理解を深めるとともに、障がいのある人が施設や身近な地域で音楽やスポーツに取り組める環境づくりに取り組みます。

つづいて、3つ目として資料4-3をご覧ください。「地域との連携」です。ここでは公民館との連携事業をあげました。現在、市内には44カ所の公民館があり、平成28年度実績で年間約96万人の方が利用しています。その多くの方が利用する公民館で実施されている講座の中に、障がいへの理解を促進するようなプログラムを設けてもらい、講義、体験、またそれだけで終わるのではなく、既存のボランティア養成講座や取り組みに参加してもらって一連の流れをつくり、身近な地域における理解者・支援者の育成に取り組めます。

つづいて資料4-4、「農業分野との連携」と「障がい福祉施設との連携」です。2つとも障がい者施設だけの取り組みとするのではなく、地域の方を巻き込んで、交流を図ろうというものです。上段の「ア. アグリケアプログラムを活用した交流」は、市の食育花育センターが実施しているもので、施設が農業体験や園芸体験など行う際、専門の指導員を派遣し、障がいの特性や程度に応じたプログラムを提供するものです。中央区にある「福祉事業所つばさ」では、このプログラムを活用し、地域の人と一緒に野菜作りを行い、また収穫した野菜と一緒に調理実習するといった取り組みを実施しています。福祉事業所つばさの職員の方はこの取り組みの

成果として「地域の人と顔の見える関係ができ、利用者の方自らが地域の人にあいさつをするようになった」「初めは、地域の方にお問い合わせに来てもらっていたのに、回を重ねるとともに、地域の方から次はいつですか？楽しみにしてるよ」と声をかけてもらえるようになったそうです。

次に、下段の「⑤ 障がい福祉施設との連携」は、大橋委員からご提案いただいたものですが、施設の作業や日常の活動をボランティアと一緒にやるというものです。このように地域の人と顔の見える関係をつくり、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに取り組みについてワーキンググループで検討していきたいと考えています。

取り組みの例の最後として資料4-5「一般企業との連携」です。昨年、力を入れて行ってきた条例研修会ですが、一般企業にどのように周知していくかが課題でした。一般企業への周知を図っていくために、研修を受講すると企業側にもメリットがあるような制度が必要だと考えました。その一つとして、研修を受講すると市ホームページ上で公表したり、認定するような制度をつくるなど、どのような取り組みを行えばより効果的なのかワーキンググループで検討したいと考えています。

また、下段の「イ. 業種ごとに合理的配慮や改善事例集の作成・公開」です。今年に入ってから、条例説明の際、条例の概要を説明するだけでなく、自分たちの業務の中で役に立ちそうな身近な例をあげて説明してほしいというリクエストを多く受けるようになりました。ただ、条例を施行して1年経ちましたが、いろいろな業種に対応できるような事例の蓄積が十分ではないため、いろいろな業種の方から事例を集め、改善事例集を作成し研修の中で活用するとともに、ホームページで公表し、普及啓発を図っていきたいと考えています。実際に千葉県では「障害のある人へのやさしい取組み」として事例を募集し、ホームページでの公表や特に優れた取組みを選考し、認定を行っているようです。このような取り組みを行い、企業への周知を図り最終的には障害者雇用が拡大し、普段のあらゆる生活の場面で合理的配慮の輪を広げていきたいと考えています。

以上が、検討のベースになる取り組みの例です。これらは、各分野内のさまざまな取り組み同士を連携させていくだけでなく、分野をまたいだ連携についてもワーキンググループで検討していきます。

つづいて、資料4にもどっていただき、「2. 広報」についてです。資料1-1で説明した「条例の認知度」のところで、「条例を何で知りましたか？」という問いに対して、「市報にいがた」や「テレビ・新聞」と言う方が約6割を占めました。やはり、より多くの方の目に触れる機会

を作るという点では、広報が重要になってくると思います。

広報の取り組みの1つ目として「プロジェクトロゴ」の作成です。これは、各団体で行われている取り組みを実施する際、さまざまな場面でこのロゴを使用してもらい、周知を図ろうというものです。プロジェクトロゴを作成する際には障がい者アートを活用できればと考えています。

つづいて「啓発動画」です。これまでチラシやパンフレットを作成し、紙媒体で周知してきましたが、それに加え、障がい特性を分かりやすく伝える動画を作成したいと考えています。一つの例ですが、これから障がい者雇用を始めようとしている企業をターゲットとして、障がいの特性を伝えるとともに、障がい者雇用でうまくいっている企業の体験談をまとめた動画を作成し、企業向けの条例説明に行った際に上映するなど、より効果的にわかりやすく、伝えていく方法をワーキンググループで検討したいと思います。

それ以外の広報として、「マスコットを作る」「市報やマスメディアを活用する」「屋外広告を用いた周知を行う」など、より多くの人に関心を持ってもらうような広報を検討していき、また、ワーキンググループではこの「広報」の分野をまず先に検討していきたいと考えています。

続いて左下「条例研修の内容強化」です。これについては「障がい当事者の講師開拓」と「企業向け研修内容の開発」の2つをあげさせていただきました。まず「障がい当事者の講師開拓」です。今までの条例説明は、障がい福祉課や基幹相談支援センターの職員を中心に行ってききましたが、それに加え、今年度既に松永委員からもご協力いただいておりますが、障がい当事者の方から、どんな場面で困っているか、どんな配慮が必要なのか直接伝えてもらう方法で研修を行っています。現在、講師をお願いできる方が限られており、今後、研修講師として活躍してくださる人材を開拓したいと考えています。

つぎに「企業向け研修内容の開発」です。これは⑥の「一般企業との連携」と連動することになりますが、業種別にどのような配慮を行えばいいのか具体的な対応を盛り込んだ研修内容をワーキンググループで検討していきたいと考えています。

最後に「4. その他」として「ワーキンググループ」の構成についてです。事前にご協力いただき調査票により表に記載してある団体からメンバーに推薦できるとご回答いただきました。事務局としてA～Cの3つにグループ分け、それぞれの取り組みについて検討していきたいと考えています。また、表に記載のない団体や、委員の所属団体以外の方にもお声かけさせていただきたいと思っております。

以上が、事務局で考えたプロジェクトの立ち上げ、具体的に検討していきたいと取り組みの素材となります。委員の皆さまから、この方向性でいいかご審議いただきたいと思います。

(事務局：高橋管理係長)

補足説明をさせていただきます。管理係長の高橋と申します。

資料4の2をご覧くださいとわかりやすいと思いますが、上段がア、下段がウとなっており、記号が飛んでいますが、資料4では①～⑥まで取り組みの例として挙げさせていただいており、このすべてを紹介できればよかったです。資料の量が多くなってしまうためポイントを絞って紹介をさせていただきました。また、事例として資料4-1から4-5の取り組みをそのまま実施するのではなく、このような取り組みをいかに広げていくかということをワーキンググループで検討していきたいと思っております。最初の方で、平田委員からも質問のあったとおり、条例の存在を周知するだけでは主旨を伝えていくのは難しいので、障がいのある方とない方が共に体験するという協働の場を通じて、障がいのある方も適切なサポートがあれば、いろんなことができるということをご一般の方に知ってもらう場を作るかというのがこの取り組みの重要な部分になってくると思っております。そして広報のやり方も重要になってくるとことで、プロジェクトロゴや啓発動画を作るというのを先行して検討することで、各取り組みを行う際、プロジェクトロゴを付け、より周知効果を高めていきたいと考えておりますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

(長澤会長)

ご説明ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、皆様のご意見をうかがっていきます。まず、議事(3)の資料3の部分についてですが、プロジェクトを立ち上げるということ、プロジェクトの進行管理の方法としてはこの条例推進会議で方針決定し、詳細をワーキンググループで検討して実施につなげ、その後この会議で実績報告を受け次の方針決定を行う方法を繰り返すという考え方です。これについてはいかがでしょうか。

(熊倉委員)

資料の3を見ておまして、真ん中、吹き出しになっている部分で、いろんなものをつなぐ、特に意識して記載していただきたいのが、障がい者の主体的な参加を重要視するという何を何かしらの形で加えてもらいたいと思っております。特に知的障がい者の場合は、誰であっても一人の人間という以前の問題として、コミュニケーションの難しさから、本人にコンタクトしないで、付度をしてお客様にしてしまう場面がとても多い。そうではなく、紹介された福祉事業所つばさの取り組みで種まきや水やり等の作業を障がいのある人と一緒にやっている地域の方々との垣根がなくなっているのを感じます。毎日顔を合わせればあいさつもするし、コンビニや自販機を使うし、普通の人だということをおわかっていただいていると思っております。そのことが、アグリ・ケア・プログラムを通じて広まったと思えました。障がいのある方を遠ざけ、お客様にしてしまうようなことが福祉の現場でもないわけではありません。知的障がいのある方への理解を深めるための取り組みについて検討していただきたいと思っております。

(長澤会長)

ありがとうございました。資料3の吹き出しの部分に、参加する障がいのある方の主体性、もしくは自己決定といったことを尊重するような文言があるといいと言うご意見だったと思います。同じことが障がいのない人にも言えることで、嫌々参加するのではなく主体的に参加するのが伝わってくるといいと思います。他にいかがでしょうか。

(平田委員)

今後の検討の方向性ということで、今後方向性の行きつく先がどういう姿なのか、おそらく障がいのある人もない人も共に普通に生活でき、働くことができるということだと思いましたが、もう少し行きつく先を明確に表現した方がいいのかなと思いました。

(長澤会長)

ありがとうございます。このプロジェクトのゴール、行きつく先がもう少し見えるといいのかなというご意見でした。他にいかがでしょうか。

それでは資料3につきましてもいくつかご意見が出ましたので、事務局の方で検討や修正を加えていただきまして進めていただきたいと思います。それでは、議事(3)については承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(長澤会長)

ありがとうございます。次に、議事(4)の資料4の部分についてですが、既存の取り組みを活用しながらさらに拡大を図っていく考え方で、今年度にもできることは形にしていくということです。これについてはいかがでしょうか。

(大橋委員)

大橋でございます。具体的にワーキンググループでどんな内容を検討するかということを実施の日常の活動の中でできることはないか考えていきたいと思っております。

資料4-1から5までのいろいろな取り組みの中に、ひとつ疑問に思ったことがありました。それは、社協の方が実施されている体験がマイナスイメージになってしまうということをお聞きして、そういった感想になってしまう原因が何でだろうと疑問に感じたところでございます。

ワーキンググループを進める際に、いろいろな団体があると思いますので、例えばスペシャルオリンピックスみたいなスポーツを通じていろいろな取り組みを実施している団体もあるので、そこにも参加を呼びかけ、スポーツを通じて障がいについての理解を深めていただく、またスポーツを教えたり、サポートするという形で障がいを理解する方法もいいと思いました。

それから先ほど熊倉委員からも発言がありましたが、日報のイメージの報道について、私も

興味深く、また切り口もすごく新しく、まとめたものを冊子にさせていただき、福祉施設にもお届けいただいたので、私たち施設の方でいろいろな方に読んでもらえるように広報しています。ぜひ、新潟日報の方にもイメージの取り組みについてご意見をお聞きしたいと思っております。

(長澤会長)

貴重なご意見ありがとうございました。スペシャルオリンピックスなど、まだまだご協力いただける団体があると思いますので、ワーキンググループで検討していきたいと思えます。石原委員いかがでしょうか。

(石原委員)

新潟日報報道部の石原と申します。今年1月からの通年企画で掲載しているイメージですが、評価の声をいただきましてありがとうございます。この企画につきましては、ご存じのとおり昨年相模原の事件がありましたが、どうしてもこんなことが起きるのだろうと、障がいのある人もない人も共に普通に生きるためにはどうしたらいいんだろうと考えて始めた企画です。

これまで障がい者をテーマにすると、どうしてもドラマ性を強調したり、先ほどもお客様という意見がありましたが、別のところに生きている人ということで特別な存在として描くことが多くありました。今回は普通に生活している人なんだということを伝えようと担当記者が取り組んでいる企画です。7月も掲載すると聞いておりますので、今後とも読んでいただければありがたいと思えます。

(長澤会長)

ありがとうございました。今お二人の委員のご意見をお聞きして感じたところなんです、新潟県の教育委員会の就労検討の委員も務めているんですが、企業の方にわかっていただきたいということで、障がいのある人も戦力になる、できるというところをアピールするべきではないかという意見がありました。例えば動画を作るときに躓いている部分だけでなく、こうするとできる、こんなことができる人たちだということをアピールする必要があると思えました。

さらに石原委員のお話をお聞きして、既成の枠で障がいのある方を見るのではなく、規制を取っ払ったり、昨年、特殊教育学会が新潟で開催されたんですが、NHKのバリアフリーバラエティーのバリバラのチームプロデューサーの方をお呼びしてお話いただいたんですが、やはり既成の枠を壊して、限界を作らないということ、そこには障がいのある方へのリスペクトとデリカシーはしっかり守っていかないといけないですが、そういった観点も大事なのかなとお話を聞いていて思いました。

委員の皆さま、資料4について、例えば広報の手段について、こういう取り組みが必要ではないか、またワーキンググループのメンバーの構成についてでも結構です。いろんなご意見や考えがあると思えますが、いかがでしょうか。

(角田委員)

角田です。よろしくお願いします。ワーキンググループの構成についてなんですが、今回のにいがた・オーティズムとしてメンバーに推薦できるかということで、推薦できると回答させていただきました。グループA～Cの3に分けてありますが、想定している推薦したい人が得意とするところのグループに入れたいかと思いました。①～④については、にいがた・オーティズムはもっとも苦手とするところだと思うんですね。むしろ⑬であったり、あるいは⑥といった、発達障がいに関してですが、担当分野はこれで決まってしまうのかお聞きしたいです。

(事務局：高橋係長)

大変申し訳ありませんでした。事務局の案として今、グループを割り振らせていただきましたが、この会議でこっちのグループがいいとか、今は名前の記載がないけれども推薦することができるといったお話をいただければ、そのように修正をさせていただきたいと思っております。また、本日名前を上げていただけなかったところにも後ほど事務局の方からお声かけさせていただきまして、どうかワーキングメンバーに入ってもらいたくないかというお願いをさせていただきたいと思っております。ワーキングメンバーは不足しており、十分な話し合いができないかなというところで、より多くの団体にお声かけさせていただくことになると思います。また、委員の皆さまの所属の団体ではないところにもワーキングに入ってもらいたいと思っておりますので、それについては事務局にお任せさせていただきたいと思っております。

(長澤会長)

ありがとうございます。やはり、このプロジェクトにはこの人をぜひということで推薦していただくとか、柔軟にしていい人材を揃えていきたいと思えます。他にいかがでしょうか。

(熊倉委員)

資料4-2を今見ておりますが、文化・スポーツ分野で知的障がい者の方の楽しみ方というのは騒いでも構わないというのがないとありがたい。ライブ感があるような楽しみ方が一番得意とするところだと思っております。格闘技のレスリングとかですね、障がい者の方が大声をあげて本当に楽しんでいます。音楽でも会場全体がヒートアップして、ステージの上と下の客席が一体となっているようなところで、音楽を楽しみに来た人々の体が勝手に動き出して舞い踊るというような楽しみ方があるといいなと思えました。

そして、ずいぶん前のことですが、現に新潟であった素晴らしいイベントを思い出しました。企画されたのはレクリエーション協会だったか自然愛好団体といった方だと思うのですが、ネイチャーゲームを昼前に楽しむ。当てはまるものを探していくとビンゴになるようなゲームでした。亀田公園が舞台で、お昼にはそうめんを作って食べる。それはレクだとか遊び方を心得た方と亀田公園での遊び方を知っている方と、それからお料理が得意な方と見守る方といろん

な方が協力しあって成功させたイベントでした。それぞれ得意なところで楽しみながら参加できるとてもよいイベントだったと、資料を見ながら思い出しました。

(長澤会長)

ありがとうございました。スポーツ、音楽など障がい特性にあった活動がいろいろあると思いますので、今後ワーキングで検討していただきたいと思います。他にご意見ございますでしょうか。

(平田委員)

基本的には賛成の立場でございますが、さらに補強する意味で5点ほど意見を申し上げたいと思います。一つ目は取り組みですけれども、一つひとつは素晴らしいと思いますが、ただ既実施されている取り組みも多いのかなと思います。さらにもっとアイデアを出す必要があるのかなと思いました。二点目は、一般の人の参加ですね。スポーツとか音楽とか大変素晴らしいですが、一方で普段そういうことに関心のない一般の方々など、ただ通り過ぎるだけだけれども、いざという時に障がい特性を理解していれば、声をかけたり助けられるといったことができるような、一般の人へのアプローチの方法をもう少し必要なのかなと思いました。三つ目はですね、勝手なイメージかもしれませんが、どちらかという身体障がい者や知的障がい者の方をイメージしたものと感じました。見た目ではわかりにくい精神障がい者や発達障がい者、難病の方など障がい者の範囲も広いわけですが、先ほど市から4万人という話がありましたが、それは手帳ベースであって、手帳のない方障がい者もかなりいらっしゃると思いますし、見た目ではわかりづらい障がい者への観点をもう少し必要だと感じました。それから四つ目は、障がいのある方ご本人やご家族へのアプローチです。私は雇用関係の者ですから感じますが、働く意欲や能力がある方が億劫になったり、家族が働くことに消極的ということもありますので、障がいのある方同士の交流もそうですけれども、ご本人が胸を張って生活していけるような取り組みがあってもいいのかなと思いました。あと最後にですが、福祉系と就労系を分けた方がいいのかなと思いました。働くというのは労働契約を結ぶという事ですから、働く意欲と能力のある方を雇用契約する際、賃金という形で買うことで労働市場が成り立っています。今、働く障がい者を企業は求めている状況があり、賃金単価が上がっています。ですから、今ほど働くチャンスは時期はないと思うわけです。一方福祉は、手厚く手を差し伸べて支援するという面があると思いますが、両者は密接に連携しながらも、時には分けて考えていく必要があるのかなと思いました。

(長澤会長)

5点ほど貴重なご意見をいただきました。特に一般の方など関心がない方を巻き込むのが大事だと私も感じました。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

(大橋委員)

私が出ている施設連絡会は、施設を網羅した連絡会なものですから、大変施設数が多く、多種多様な施設がございます。その中でワーキングチームに推薦することができるかと回答いたしました。具体的なワーキンググループのイメージや人数など、連絡会で話をしないといけないですので、どの程度の人数とかわかれば教えていただければありがたいと思います。

(事務局：高橋係長)

はっきり決めているわけではないんですけれども、1グループ10人前後を考えております。そしてここであげさせていただきました取り組み全部を展開していくのは、事務局の規模としましてなかなか難しいですし、予算的にも対応できないということもございますので、順次検討していくという事で、すべて一気に取り組むことはできないだろうと考えております。

それから年間の開催頻度ですけれども、資料3をご覧くださいますと、一番下のところですね、青い○をつけているんですが、4回ぐらいの開催を考えております。ただ、それぞれのワーキンググループが全て4回と言うわけではなく、例えば広報に取り組むグループが2回、その他の2つのグループが2回、同時開催するなどをイメージしております。検討の内容や進捗具合によっては、これ以上に開催することも考えられますので、このようなイメージでお声かけいただければと思います。

(長澤会長)

ありがとうございました。メンバーについては10人前後ということ、また開催回数については4回程度ということですが、これも進行状況によって変わる可能性があるということです。他にいかがでしょうか。具体的なことはワーキングで詰めていくことになるんですが、やはりこの場ではっきり決めた方がいいのがプロジェクトの名称、今、仮称と言うことで出ているんですが、この点について皆さんいかがでしょうか。

こういう名称はどうだろうかなどご意見はありませんでしょうか。例えばなんですけれども、事務局案に反対と言うわけではないんですが、例えば平仮名で「ともにプロジェクト」で、「とも」は共生社会の「共」と、フレンド、友達の「友」というのはどうか。実際に昨日閃いてホームページで検索してみたら1件あるんですね。宮城県が震災復興の「ともに PROJECT ACTION みやぎ」というのをやっていて、それだけだったからいいかなと思ったんですが、他にもまだまだいい表現があるかもしれませんので、いかがでしょうか。

(熊倉委員)

「共生みらいプロジェクト」はどうでしょうか。

(長澤会長)

ありがとうございます。現在、3つ候補として出ていますが、他の委員の皆さまいかがでし

ようか。この名前を支持するなどの意見を出していただけると次に進みやすいのですが、いかがでしょうか。

(角田委員)

時間が欲しいというのがありますが。今日この会議に出て、この「つなぐ」というロゴを見た時に、すんなり馴染んだというか、私はいいなと思いました。

(長澤会長)

ありがとうございました。事務局案に賛成という意見でしたが、事務局いかがでしょうか。

(事務局：高橋係長)

つなぐプロジェクトなんですけど、インターネットで検索すると山ほど出てくるんですね。ありふれているというのは反省をしているところです。その辺も加味していただき、ご検討いただきたいと思います。

(長澤会長)

他のところで使われていてもいいかなと思うんですが、他の委員の皆さまにはぜひともこれを支持するとか、別の表現などがあつたらご意見をいただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

(石原委員)

今ほど「つなぐプロジェクト」を検索するとたくさん出てくるという話がありました。つなぐという言葉をとっても使いやすい言葉でいろんなイメージが膨らんでいい言葉だと思うんですが、一方でどんなことがしたいのかということが分かりにくくなってしまって、例えば婚活でもつなぐプロジェクトでもいいわけですし、「つなぐ」という言葉を使うのであれば、もう少し障がいのある人もない人もという分野がはっきりするような言葉がないとわからなくなってしまふと思います。想像力は大事なんですけど、自由にとられてしまうので、行政が携わるという部分においてはどうなのかなと思いました。

(長澤委員)

ありがとうございました。平田委員お願いします。

(平田委員)

障がいのある人もない人もともにプロジェクトというつもりで、前段を略して「ともにプロジェクト」とし、正式には障がいのある人もない人もともにプロジェクトがいいのではないかと思います。

(長澤会長)

ありがとうございます。ぜひあと何人かお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。この場で決定しますか。それとも「つなぐ」という言葉が何を指すのかよりわかるような何か

を足すというような、候補を3つぐらいにして委員の皆さまから投票や意思表示をしてもらう方向でいかがでしょうか。大事な名称なので雰囲気でも決めようかなと思いますので、事務局いかがでしょうか。

(事務局：高橋係長)

ただいまいただいたご意見を踏まえて候補をいくつか設定して、それを委員の皆さまにお送りしてご回答いただくような方法を取りたいと思います。

(長澤会長)

ありがとうございます。それでは、そのような手続きで決めていきたいと思います。

それでは議事4はこれで終了をさせていただきたいと思います。ただいただいたご意見についてはワーキンググループで反映させていただきたいと思います。また、委員の皆さまにおかれましては、これからお帰りになられて、いいアイデアなどが浮かぶかもしれませんので、事務局ご連絡していただきたいと思います。それでは議事については終了させていただきます。

#### 4 報告事項

(長澤会長)

続いて、次第の4、報告事項です。事務局から報告をお願いします。

(事務局：管理係)

本日、机上配布しました参考資料②をご覧ください。

本日は5つの事例を紹介させていただきます。これは、前回2月に開催しました条例推進会議以降に寄せられた事例となっております。それでは①から説明をさせていただきます。

相談内容①です。相談者の方は視覚障がい者の方でした。

盲導犬ユーザーの方が市の文化施設を見学に行った際、職員から「犬は入れない」と来館を拒否された。これは不利益な取り扱いにあたるのではないかとという相談内容でした。対応としては、文化施設に事実確認へ行き、そういった対応があったということでした。身体障害者補助犬法により、公共施設や公共交通機関、商業施設、飲食店などの民間施設で、ほじょ犬(盲導犬)同伴の受け入れが義務化されていることを伝え、改めて市内全施設に周知啓発を行うとともに、「ほじょ犬ステッカー」と「啓発リーフレット」を配布しました。

相談事例②です。これは、肢体不自由、車いす利用者の方からの相談でした。

公共交通機関を利用しようとしたところ、車いす対応型の車両ではないという理由で乗車を断られた。今までは車いす非対応型の車両でも、介助者がいれば乗車させてもらっていたが、今回は介助者がいるにも関わらず乗車を断られた。これは不利益な取り扱いではないかという相談でした。この対応としまして、運行会社へ事実確認を行いました。社内の規則により「自

分の足で歩いて乗れる方」という決まりがあるが、介助者がいて車いすの方を支えられる状況であれば乗車できるというものでした。今回の場合、職員の認識不足で断ってしまったが、乗車できるケースであったため、職員に対し指導を行うことになりました。

相談内容3つ目としまして、これは視覚障がい者の方からの相談でした。

アパートを探していて、3階の角部屋が気に入ったため、入居を申し込んだところ「冬期になると階段が凍るので危険」と断られた。また、「連帯保証人不要」とホームページに記載されているにも関わらず、連帯保証人を付けるよう条件を出された。このような対応は差別にあたるのではないか？という相談内容でした。この対応としまして、不動産会社へ事実確認を行いました。不動産会社がアパートのオーナーに確認をしたところ、オーナーから「冬期になると階段が凍るので危険」という理由で断りの連絡があったということでした。不動産会社を通じオーナーに連絡を取ってもらったところ、オーナーの了解が得られ、入居できることになり、また連帯保証人についても、条例の趣旨を説明したところ、連帯保証人なしでも借りられることになりました。

続いて、相談内容の4つ目です。

障がい福祉施設が市内の民間施設を見学しに行こうと、事前に民間施設に問い合わせをしたところ「障がいのある方3人に対し、介助者を1人付けてほしい」と言われた。これは「不利益な取り扱い」にあたるのではないか？という相談がありました。この経緯としまして、この民間施設では、以前、障がいのある人が見学に来た際に、アテンダントの女性に抱きつく等の行為があったため、「障がいのある方3人に対し、介助者を1人付けてほしい」というお願いをしていたそうです。この対応としまして、民間施設に事実確認を行いました。障がいを理由に一律に介助者を付けるよう要求することは「不利益な取り扱い」に該当することを伝え、どのような配慮が必要なのか本人や施設職人に確認するようアドバイスしました。民間施設の職員から「障がいのある人にどのような配慮が必要なのか聞くことはいけないことだと思った」「抵抗がある」という発言がありました。結果として、障がい福祉施設の職員からどのような配慮が必要なのか聞き取りを行い、見学できることになりました。

相談内容の⑤です。肢体不自由の方からの相談でした。

市内の病院に入院した際、個室を希望したところ看護師から「個室利用申込書」の記入を求められた。頸椎損傷のため自力で字が書けないことから、付き添いのヘルパーに代筆をお願いしようとしたところ、看護師から「代筆ではなく、代理人から記入してもらいたい」と言われたそうです。自分の意思是伝えることができ、ただ書くことができないためヘルパーに代筆させたいと何度もお願いしたが断られたそうです。障がいのない人には求めないことを、障がいを理由に異なる対応を求めることは「不利益な取り扱い」にあたるのではないか？という相談

がありました。この対応としては、病院へ事実確認を行いました。「個室利用申込書」で求めている「代理人」は、意識がない人が運ばれてきた際に本人に代わり記載してもらうもの。今回の場合は、本人の意思は確認できているため、代筆対応可能なケースでした。対応した看護師が、ヘルパーに「代筆」してもらうことに不安を感じたため、このような対応になったとのことでした。このような対応が起きないように看護師を始め、職員に周知を図ることになりました。

(長澤会長)

ありがとうございました。相談事例についてお聞きになりたいことはありますが。

それでは次に移りたいと思います。その他ですが、委員の皆さま何かありますでしょうか。事務局何かございますか。

(事務局：田中課長)

事務局として何点か連絡させていただきます。本日、机上配布させていただきましたが、会議終了後にご意見がある場合、FAX用紙またはメール等で意見いただきたいと思います。また、その意見への対応については、会長と事務局の相談で決定させていただきたいと思います。プロジェクトの名称については、事務局でいくつか案を提示させていただき、委員の皆さまからご意見をいただき集約させていただきます。これからワーキンググループのメンバーについては、推薦についてお願いしていく予定ではございますが、ワーキングでの検討の状況、進捗状況などは、必要に応じて委員の皆さまに文書等で報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(長澤会長)

ほかになれば、本日の会議はこれで終了となります。次回の条例推進会議については、来年の2月頃を予定していますので、皆様よろしくお願いいたします。長時間にわたりおつかれ様でした。では、マイクを事務局にお返ししたいと思います。

(司 会)

長澤会長、長時間にわたり、議事進行をいただき、ありがとうございました。また、委員の皆様も活発なご発言をいただき、ありがとうございました。事務連絡ですが、お預かりしております駐車券につきましては、無料処理をしてありますので、後ほどお受け取りください。

以上で、第2回条例推進会議を終了させていただきます。本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。